無形文化遺産の保護に関する条約

無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、	Ļ	調された、文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮	するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンブー ル宣言により強	千九百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの勧告、二千一年の文化の多様性に関	ひ文化的権利に関する国際規約及び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約に言及し、	人権に関する既存の国際文書、特に千九百四十八年の世界人権宣言、千九百六十六年の経済的、社会的及	日までパリにおいてその第三十二回会期として会合し、	国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の総会は、二千三年九月二十九日から十月十七	
地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現	球規模化及び社会の変容の過程は、形文化遺産と有形文化遺産及び自然	球規模化及び社会の変容の過程は、形文化遺産と有形文化遺産及び自然	球規模化及び社会の変容の過程は、形文化遺産と有形文化遺産及び自然れた、文化の多様性を推進し及び持	保化及び社会の変容の過程は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現調された、文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮し、 も、 千九百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの勧告、二千一年の文化の多様性に関	地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現キ九百八十九年の伝統的文化及び目気振可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮し、し、し、	地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現手九百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンプール宣言により強するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンプール宣言により強し、し、し、	地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現千九百八十九年の伝統的文化及び手九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約及び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約及び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約に言及し、し、人権に関する既存の国際文書、特に千九百四十八年の世界人権宣言、千九百六十六年の経済的、社会的及日までパリにおいてその第三十二回会期として会合し、	地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現人権に関する既存の国際支書、特に千九百四十八年の市民的及び政治的権利に関する国際規約及び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約内び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約に言及し、 「一日までパリにおいてその第三十二回会期として会合し、 地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現 地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現 し、 地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現 し、
	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、し、	化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものと	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、し、調された、文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンブール宣言により強	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、し、し、 田本スコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンブール宣言により強するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンブール宣言により強手、五子八百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの勧告、二千一年の文化の多様性に関	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、手九百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンブール宣言により強し、	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、「「九百八十九年の伝統的文化及び共航可能な開発を保証するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンプール宣言により強調された、文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮し、し、し、人権に関する国際規約及び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約に言及し、人権に関する既存の国際文書、特に千九百四十八年の世界人権宣言、千九百六十六年の経済的、社会的及	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、 「大九百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの勧告、二千一年の文化の多様性を捜 し、 し、 し、 し、 し、 の 、 文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮 し、 し、 し、 の の の の の の の の の の の の の	無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、 「大九百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの勧告、二千一年の文化の多様性を推進し及び并九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約及び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約に言及し、 「日までパリにおいてその第三十二回会期として会合し、 無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、 三十二年の経済的、社会的及 日までパリにおいてその第三十二回会期として会合し、 「日までパリにおいてその第三十二回会期として会合し、

無形文化遺産の保護に関する条約

大な脅威をもたらすことを認識し、
人類の無形文化遺産の保護に対する普遍的な意思及び共通の関心を認識し、
社会(特に原住民の社会)、集団及び場合により個人が無形文化遺産の創出、保護、維持及び再現に重要
な役割を果たすことにより、文化の多様性及び人類の創造性を高めることに役立っていることを認識し、
文化遺産を保護するための規範的な文書(特に千九百七十二年の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関
する条約)の作成におけるユネスコの活動の広範な影響に留意し、
さらに、無形文化遺産の保護のための拘束力を有する多数国間の文書はいまだ存在しないことに留意し、
文化遺産及び自然遺産に関する既存の国際協定、勧告及び決議が、無形文化遺産に関する新たな規定によ
り、効果的に高められ及び補足される必要があることを考慮し、
特に若い世代間において、無形文化遺産及びその保護の重要性に関する意識を一層高めることの必要性を
考慮し、
国際社会は、この条約の締約国とともに、協力及び相互の援助の精神をもって、無形文化遺産の保護に関
して貢献すべきであることを考慮し、

\_

<ul> <li>(d) 国際的な協力及び援助について規定すること。</li> <li>(c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識</li> </ul>
(b) 関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること。(a) 無形文化遺産を保護すること。
この条約の目的は、次のとおりとする。
第一条条約の目的
Ⅰ 一般規定
この条約を二千三年十月十七日に採択する。
な役割を考慮し、
人々をより緊密にさせ並びに人々の間の交流及び理解を確保する要素としての無形文化遺産の極めて重要
無形文化遺産に関するユネスコの事業、特に人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言を考慮し、

Ξ

第二条 定義

(条約の適用上、)
1 「 無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品
及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの
をいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作
用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることに
より、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化
遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な
開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。
2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。
(a) 口承による伝統及び表現 (無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)
(b) 芸能
( 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習)

兀

(e) 伝統工芸技術
3 「 保護」とは、無形文化遺産の存続を確保するための措置(認定、記録の作成、研究、保存、保護、促
進、拡充、伝承(特に正規の又は正規でない教育を通じたもの)及び無形文化遺産の種々の側面の再活性
化を含む。)をいう。
4 「 締約国」とは、この条約に拘束され、かつ、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。
5 この条約は、第三十三条に規定する地域であって、同条の条件に従ってこの条約の当事者となるものに
ついて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該地域を含む。
第三条の国際文書との関係
この条約のいかなる規定も、次のように解してはならない。
<ul> <li>() 無形文化遺産が直接関連する世界遺産を構成する物件に関し、千九百七十二年の世界の文化遺産及び</li> </ul>
自然遺産の保護に関する条約の下での地位を変更し又は保護の水準を低下させる。
() 締約国が知的財産権又は生物学的及び生態学的な資源の利用に関する国際文書の当事国であることに)
より生ずる権利及び義務に影響を及ぼす。

条約の機関
第四条 締約国会議
1 この条約により、締約国会議を設置する。 締約国会議は、
2 締約国会議は、通常会期として二年ごとに会合する。
産の保護のための政府間委員会若しくは締約国の少なくとも三分の一
合することができる。
3 締約国会議は、その手続規則を採択する。
第五条(無形文化遺産の保護のための政府間委員会
1 この条約により、ユネスコに無形文化遺産の保護のための政府間委員会(以下「委員会」という。)を
設置する。委員会は、第三十四条に基づきこの条約が効力を生じた後
より選出される十八の締約国の代表者によって構成される。
2 委員会の構成国の数は、この条約の締約国の数が五十に達した後は、
第六条 委員会の構成国の選出及び任期

 $\dot{\overline{\phantom{a}}}$ 

1	委員会の構成国の選出は、衡平な地理的代表及び輪番の原則に従う。
2	委員会の構成国は、締約国会議に出席するこの条約の締約国により四年の任期で選出される。
3	もっとも、最初の選挙において選出された委員会の構成国の二分の一の任期は、二年に限定される。
ħ.	れらの国は、最初の選挙において、くじ引で選ばれる。
4	締約国会議は、二年ごとに、委員会の構成国の二分の一を更新する。
5	締約国会議は、また、空席を補充するために必要とされる委員会の構成国を選出する。
6	委員会の構成国は、連続する二の任期について選出されない。
7	委員会の構成国は、自国の代表として無形文化遺産の種々の分野における専門家を選定する。
	第七条 委員会の任務
委	委員会の任務は、次のとおりとする。ただし、この条約により与えられる他の権限を害するものではな
l Ì	
(a)	( 条約の目的を促進し並びにその実施を奨励し及び監視すること。)
(b)	C 無形文化遺産を保護するための最良の実例に関する指針を提供し及びそのための措置の勧告を行うこう

ے °	
(c)第二十五条に従って、基金	基金の資金の使途に関する計画案を作成し及び承認を得るため締約国会議に提
出すること。	
(d) 第二十五条に従って、基金	基金の資金を増額するための方法を追求し及びこのために必要な措置をとるこ
ج م	
(e この条約の実施のための運)	この条約の実施のための運用指示書を作成し及びその承認を得るため締約国会議に提出すること。
(f)第二十九条に従って締約国	第二十九条に従って締約国が提出する報告を検討し及び締約国会議のために当該報告を要約するこ
ځ	
(9 締約国が提出する次の要請について、)	ついて、検討し並びに委員会が定め及び締約国会議が承認する客観的な
選考基準に従って決定すること。	
<ul><li>(i)第十六条、第十七条及び</li></ul>	第十七条及び第十八条に規定する一覧表への記載及び提案
() 第二十二条による国際的な援助の供与	援助の供与
第八条 委員会の活動方法	

2 1	する。 委員会は、	その構成国の三分の二以上の多数による議決で、その手続規則を採択する。 締約国会議に対して責任を負う。委員会は、そのすべての活動及び決定を締約国会議に報告
2	委員会は、	
3	委員会は、	その任務を遂行するために必要と認める特別の諮問機関を一時的に設置することができる。
4	委員会は、	特定の事項について協議するため、無形文化遺産の種々の分野において能力を認められた公
<b></b> <i>∓1</i>	私の機関及び	の機関及び個人を会議に招請することができる。
	第九条	示 助言団体の認定
1	委員会は、	無形文化遺産の分野において能力を認められた民間団体の認定を締約国会議に提案する。
≐去	該民間団体は、	は、委員会の顧問の資格で行動する。
2	委員会は、	また、締約国会議にその認定の基準及び方法を提案する。
	第十条	示 事務局
1	委員会は、	ユネスコ事務局の補佐を受ける。
2	事務局は、	締約国会議及び委員会の文書並びにそれらの会合の議題案を作成し、

第十三条 保護のための他の措置	提供する。	2 締約国は、第二十九条に従って定期的に委員会に報告を提出する場合、当該目録についての関連情報を	存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。	1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の	第十二条 目録	社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。	() 第二条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、)	() 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。	締約国は、次のことを行う。	第十一条 締約国の役割	無形文化遺産の国内的保護	委員会の決定の実施を確保する。	
		ういての関連情報を	助に更新する。	り、自国の領域内に			文化遺産の認定を、	ں ح ل					

\_

(a) 特に次の手段を通じて、 第十四条 教育、意識 第十四条 教育、意識
±
(i)
( ii )
( iii )
(iv)
(b) 無形文化遺産を脅かす危険及びこの条約に従って実施される活動を)
(c) 自然の空間及び記念の場所であって無形文化遺産を表現するために)
めの教育を促進すること。
締約国は、

Ξ

1 委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作	第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表	締約国会議に提出する。	2 委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため	な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。	の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的	1 委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化	第十六条(人類の無形文化遺産の代表的な一覧表	無形文化遺産の国際的保護	の管理に積極的に参加させるよう努める。	る社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め並びにこれらのものをそ
成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に基づいて当該一覧表にそのような遺	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表締約国会議に提出する。	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に 毎月会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必 の国会議に提出する。 委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請になし、常時最新のものとし及び公表しための措置をとるため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表の目覧表を員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請にな一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請にな一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請にな一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十六条 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請にな一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 が国会議に提出する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 無形文化遺産の国際的保護	成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に成し、常時最新のものとし及び公表し立び公表の国際的保護 毎月会は、ニの代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準 な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 でのうくに提出する。
	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必第十七条(緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表締約国会議に提出する。	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必締約国会議に提出する。 委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必統約国会議に提出する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表の「覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必不覚表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表の作成、更新及び公表のための基準委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必不可し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表に提出する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表が国会議に提出する。 第十六条 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表	委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必不覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表に保護する必要がある無形文化遺産の一覧の認知及びその重要性についての意第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表に基本を員会は、適当な保護の国際的保護	管理に積極的に参加させるよう努める。 管理に積極的に参加させるよう努める。

Ξ

及	3	Ļ	2	並	画	発	1		会は、	3	議	2
及させる。	委員会は、	及び承認する。	このため、	並びに促進する。	事業及び活動であってこの条約の原則及び目的を最も反映してい	発展途上国の特別のニーズを考慮して、	委員会は、	第		極めて緊急の場合(その客観的基準は、	議に提出する。	委員会は、この一覧表の作成、
		認する		進する	及び活	国の性		第十八条	係する	系急の	S S	ięć
	このよ	S	委員会は、	20	加 動 で	りの	約国		。 締 約	い 場 合		0
	うな		ĺĘ		あっ	$\frac{2}{1}$	Iの 提	形文	国と	1(そ		覧 表
	そのような計画、		この		てこ	ズを	案に	化遺	協議	の客		の 作
			ようか		の条約	考慮	基づき	産の日	した	観的		
	兼 及 び		な提家		約 の 盾	U Ţ	さ 並 71	無形文化遺産の保護のための計画、	エ で、	奉準は		史 新 及
	D 活 動		不の準		川及	無 形	し に 委	ため	1 に			び公
	を実		備 の		び目	文化	員会	の 計	規定	員会		表の
	施 す ろ		ための		的を	遺産た	が定め		する	の 提 索		ための
	事業及び活動を実施する場合、		このような提案の準備のための締約国からの		取も反	無形文化遺産を保護するため	の及び	事業及び活動	関係する締約国と協議した上で、1に規定する一覧表に関係す	委員会の提案に基づいて締		更新及び公表のための基準を定め並
			国か		ゆいし	する	) 締 約	び活	に関	ぎい		ー を 定
	自らが						国会	動	係す	て 締		め並
	決 定 -		国際的		ると	の国家的、	議が予		る遺	約国		びに
	した		的 な 垺		判断す	家的、	承認す		圧 を 記	会議が		そ の 其
	万法に		りの		ッ る も	小 地	, る 基		載す	承認		金準を
	より		要請		のを	」 刻 的	準に		るこ	する。		承認
	最良の		国際的な援助の要請を受領し、		定期的	及び	締約国の提案に基づき並びに委員会が定め及び締約国会議が承認する基準に従って、		る遺産を記載することができる。	約国会議が承認する。)には、		のた
	の実例		領 し 、		的 に 選	地域的			じきょ	には、		の締約
	決定した方法により最良の実例を普		検 討		ると判断するものを定期的に選定し	小地域的及び地域的な計	また、		°C,	委員		びにその基準を承認のため締約国会

\_\_\_\_ 匹

支 援

— 五

1		(g)	(f)	(e)	(d)	(C)	(b)	(a)	態 の	委		(d)
委員会は、国際的な援助の要請を検討する手続を定め及び当該要請に含める情報(例えば、予定される	第二十二条国際的な援助に関する条件	9 他の形態の財政的及び技術的援助(適当な場合には、低利の貸付け及び贈与を含む。)	、 設備及びノウハウの供与	、基盤の整備及び運用	規範の設定及びその他の手段の作成	。 すべての必要な職員の養成	、専門家及び実践する者の提供	、保護の種々の側面に関する研究	の援助を供与することができる。	委員会は、第七条に規定する運用指示書及び第二十四条に規定する協定に従って、締約国に対し、次の形	第二十一条国際的な援助の形態	、委員会が必要と認める他の目的

措置、必要とされる関与、それらに要する費用の見積り)を特定する。
2 緊急の場合においては、委員会は、援助の要請を優先事項として検討する。
3 委員会は、決定を行うために、必要と認める研究及び協議を行う。
第二十三条国際的な援助の要請
1 締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護のための国際的な援助の要請を委員会に提出す
ることができる。
2 当該要請は、また、二以上の締約国が共同で提出することができる。
3 当該要請には、必要な資料とともに前条1に定める情報を含める。
第二十四条の受益国となる締約国の役割
1 この条約の規定に従って、供与される国際的な援助は、受益国となる締約国と委員会との間の協定によ
り規律される。
2 受益国となる締約国は、原則として、自己の資金の限度内で、国際的な援助が供与される保護のための
措置の経費を負担する。

— 七

() 公私の機関又は個人)	(i) 国際連合の機関 (特に国際連合開発計画) その他の国際機関	() 締約国以外の国	(c)次の者からの拠出金、贈与又は遺贈	() ユネスコの総会がこの目的のために充当する資金)	(a) 締約国による分担金及び任意拠出金)	3 基金の資金は、次のものから成る。	2 基金は、ユネスコの財政規則に従って設置される信託基金とする。	1 この条約により、「無形文化遺産の保護のための基金」(以下「基金」という。)を設立する。	第二十五条 基金の性質及び資金	無形文化遺産基金	出する。	3 受益国となる締約国は、無形文化遺産の保護のために供与される援助の使途に関する報告を委員会に提	
---------------	-----------------------------------	------------	---------------------	----------------------------	-----------------------	--------------------	----------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------	----------	------	--------------------------------------------------	--

<u>一</u>八

6 5 4 (f)(e)(d) 5 4 (f)(e)(d) 5 4 5 5 4 (f)(e)(d) 5 5 4 5 5 5 6 5 5 6 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5
(f)
4
0
Z
ਨ
1
S
තී
S

— 九

 $\overline{\overline{O}}$ 

前条に定めるもののほか、任意拠出金の提供を希望する締約国は、委員会がその活動を計画することがで第二十七条 基金への追加の任意拠出金
締約国は、基金の利益のためユネスコの主催の下に組織される国際的な募金運動に対して可能な範囲内で
援助を与えるものとする。
報告
第二十九条 締約国による報告
締約国は、委員会が定める様式及び周期を遵守し、この条約の実施のためにとられた立法措置、規制措置
その他の措置に関する報告を委員会に提出する。
第三十条 委員会による報告
1 委員会は、その活動及び前条に規定する締約国による報告に基づいて、締約国会議に対し、その会期ご
とに報告を提出する。

\_

を、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。 「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」。 「「」」」、 「「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」」、 「」、 「
2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へのこれらのものの記載は、第十六条2の規定に従って決定する
将来の記載基準に何ら予断を与えるものではない。
3 この条約の効力発生の後は、更なる宣言は行われない。
最終規定
第三十二条批准、受諾又は承認
1 この条約は、ユネスコの加盟国により、それぞれの自国の憲法上の手続に従って批准され、
は承認されなければならない。
2 批准書、受諾書又は承認書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

Ξ

第三十五条 憲法上の連邦制又は非単一制
国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
以前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の
この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日
第三十四条 効力発生
3 加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。
加入のために開放しておく。
規律される事項に関する権限(これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。)を有するものによる
議第千五百十四号(第十五回会期)に基づく完全な独立を達成していない地域であって、この条約により
2 この条約は、国際連合により完全な内政上の自治権を有していると認められているが、国際連合総会決
$\boldsymbol{\zeta}$
1 この条約は、ユネスコの総会が招請するすべてのユネスコの非加盟国による加入のために開放してお
第三十三条加入

Ξ

		_	3	2	1							
ユネスコ事務局長は、この条約の寄託者として、ユネスコの加盟国及び第三十三条に規定するユネスコの	第三十七条 寄託	う国の財政上の義務に何ら影響を及ぼすものではない。	廃棄は、廃棄書の受理の後十二箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を生ずる日までは、廃棄を行	廃棄は、ユネスコ事務局長に寄託する文書により通告する。	締約国は、この条約を廃棄することができる。	第三十六条 廃棄	これらの邦、州又は県の権限のある機関に対し、採択についての勧告を付してその規定を通報する。	によって邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、	( この条約の規定であって、邦、州又は県の権限の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度)	又は中央の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の義務と同一とする。	(a) この条約の規定であって、連邦又は中央の立法機関の立法権の下で実施されるものについては、連邦)	次の規定は、憲法上連邦制又は非単一制をとっている締約国について適用する。

\_ 四

<ul> <li>び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。</li> <li>び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。</li> <li>び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。</li> </ul>

\_\_\_\_ 五

登録する。	この条約は、ユネスコ事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合	第四十条 登録	り作成する。	この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペ	第三十九条 正文	(b) 改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国)	(a) 改正された条約の締約国	次のようにみなされる。	6 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、	の改正は、採択された際に効力を生ずる。	5 3及び4に定める手続は、委員会の構成国の数に関する第五条の改正については、適用しな.
	、国際連合事務局に			ロシア語及びスペイン語によ		締約国			を表明しない限り、		適用しない。これら

<u>-</u> 六

二七
松浦 晃一郎
事務局長
ミカエル・アビオラ・オメレワ
総会議長
以上の証拠として、下名は、二千三年十一月三日にこの条約に署名した。
期において、正当に採択した条約の真正な本文である。
以上は、ユネスコの総会が、パリで開催されて二千三年十月十七日に閉会を宣言されたその第三十二回会
条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。
通を作成した。これらの本書は、ユネスコに寄託するものとし、その認証謄本は、第三十二条及び第三十三
二千三年十一月三日にパリで、総会の第三十二回会期の議長及びユネスコ事務局長の署名を有する本書二